



鳥取県公報

平成 23 年 5 月 31 日 (火)
号外第 63 号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | | |
|--------|---|---|
| ◇ 選管規則 | 鳥取県選挙管理委員会規程の一部を改正する規則 (3) | 2 |
| | 公職選挙法による選挙事務規程の一部を改正する規則 (4) | 3 |
| | 鳥取県選挙運動管理規程及び鳥取県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する規程 の一部を改正する規則 (5) | 4 |

選挙管理委員会規則

鳥取県選挙管理委員会規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年5月31日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

鳥取県選挙管理委員会規則第3号

鳥取県選挙管理委員会規程の一部を改正する規則

鳥取県選挙管理委員会規程（昭和26年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>（告示の方法）</p> <p>第21条 <u>委員会の告示は、鳥取県公報に登載して行う。ただし、急を要するときは、県庁の掲示場に掲示するとともにインターネットを利用して閲覧に供する方法をもってこれに代えることができる。</u></p> | <p>（公布の方法）</p> <p>第21条 <u>委員会又は委員長の公布する鳥取県選挙管理委員会規則及び告示は鳥取県公報に登載するをもってその公布方法とする。但し、急を要するときは日本海新聞の公告をもってこれに代えることができる。</u></p> |

附 則

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

公職選挙法による選挙事務規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年5月31日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

鳥取県選挙管理委員会規則第4号

公職選挙法による選挙事務規程の一部を改正する規則

公職選挙法による選挙事務規程（昭和31年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>（選挙長等の選任）</p> <p>第40条 第10条の規定は、次に掲げる者の選任について、準用する。</p> <p>（1） <u>選挙長又は選挙分会長</u></p> <p>（2） <u>前号に掲げる者に事故があり、又はこれらの者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者</u></p> <p>（3） <u>前2号に掲げる者ととも事故があり、又はこれらの者がともに欠けた場合において臨時に第1号に掲げる者の職務を管掌すべき者</u></p> <p>（選挙長又は選挙分会長が行う告示）</p> <p>第41条 県の委員会が選任した選挙長又は選挙分会長が行う告示は、県の委員会の告示の方法に準じて行うものとする。ただし、急を要するときは、その事務を行う場所の公衆の見えやすい場所に掲示してこれに代えることができる。</p> | <p>（選挙長の選任）</p> <p>第40条 第10条の規定は、<u>選挙長及び選挙長に事故があるとき若しくは選挙長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者又はこれらの者がともに事故があり若しくは欠けた場合臨時に選挙長の職務を管掌する者の選任について、準用する。</u></p> <p>（選挙長が行う告示）</p> <p>第41条 県の委員会が選任した選挙長が行う告示は、県の委員会の告示の方法に準じて行うものとする。</p> |

附 則

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

鳥取県選挙運動管理規程及び鳥取県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 5 月31日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

鳥取県選挙管理委員会規則第 5 号

鳥取県選挙運動管理規程及び鳥取県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する規程の一部を改正する規則

(鳥取県選挙運動管理規程の一部改正)

第 1 条 鳥取県選挙運動管理規程(昭和37年鳥取県選挙管理委員会規則第 3 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>第54条 法第168条第 1 項の規定により選挙公報に掲載の申請をしようとする候補者は、県の委員会が交付する原稿用紙に記載した掲載文 1 通及び写真 2 葉を添えて、別記第19号様式による申請書を、<u>郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者、同条第 9 項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第 3 条第 4 号に規定する外国信書便事業者による同法第 2 条第 2 項に規定する信書便(以下「郵便等」という。)</u>によることなく、県の委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 ~ 4 略</p> | <p>第54条 法第168条第 1 項の規定により選挙公報に掲載の申請をしようとする候補者は、県の委員会が交付する原稿用紙に記載した掲載文 1 通及び写真 2 葉を添えて、別記第19号様式による申請書を県の委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 ~ 4 略</p> <p>5 <u>第 1 項の申請を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者、同条第 9 項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第 3 条第 4 号に規定する外国信書便事業者による同法第 2 条第 2 項に規定する信書便で行う場合は、封筒の表面に「選挙公報掲載申請書」と朱書しなければならない。</u></p> |
| <p>第57条 候補者は、すでに提出した掲載文又は写真を撤回しようとするときはその旨を、これを修正し又は取り替えようとするときは県の委員会が交付した原稿用紙に新たに記載しなおした掲載文又は取り替えようとする写真を添えてその旨を、<u>郵便等によることなく、それぞれ文書をもって県の委員会に申請</u>しなければならない。</p> | <p>第57条 候補者は、すでに提出した掲載文又は写真を撤回しようとするときはその旨を、これを修正し又は取り替えようとするときは県の委員会が交付した原稿用紙に新たに記載しなおした掲載文又は取り替えようとする写真を添えてその旨を、それぞれ文書をもって県の委員会に申請しなければならない。</p> |

| | |
|----------|----------|
| 2 及び 3 略 | 2 及び 3 略 |
|----------|----------|

第 2 条 鳥取県選挙運動管理規程の一部を次のように改正する。

第19号様式を次のように改める。

第19号様式（第54条関係）

選挙公報掲載申請書

公職選挙法第168条第 1 項の規定により、選挙公報に掲載を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

候補者 氏 名 ㊟

鳥取県選挙管理委員会委員長 氏 名 様

記

- 1 掲載文 別紙のとおり
- 2 選挙公報担当責任者の氏名並びに連絡先の住所、電話番号及びファクシミリ番号
- 3 写真 別葉のとおり

（鳥取県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する規程の一部改正）

第 3 条 鳥取県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する規程（平成16年鳥取県選挙管理委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>（掲載文の申請）</p> <p>第 2 条 鳥取県議会議員の選挙の候補者（以下「候補者」という。）が条例第 3 条第 1 項の規定により選挙公報に掲載の申請をしようとするときは、県委員会が交付する原稿用紙に記載した掲載文 1 通及び写真 2 葉を選挙公報掲載申請書（別記様式）に添えて、<u>郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者、同条第 9 項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第 3 条第 4 号に規定する外国信書便事業者による同法第 2 条第 2 項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）によることな</u>く、県委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 及び 3 略</p> | <p>（掲載文の申請）</p> <p>第 2 条 鳥取県議会議員の選挙の候補者（以下「候補者」という。）が条例第 3 条第 1 項の規定により選挙公報に掲載の申請をしようとするときは、県委員会が交付する原稿用紙に記載した掲載文 1 通及び写真 2 葉を選挙公報掲載申請書（別記様式）に添えて、県委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 <u>第 1 項の申請を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者、同条第 9 項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第 3 条第 4 号</u></p> |

| | |
|---|--|
| <p>(掲載文の撤回等)</p> <p>第5条 候補者は、既に提出した掲載文又は写真を撤回しようとするときはその旨を、これを修正し、又は取り替えようとするときは県委員会が交付した原稿用紙に新たに記載し直した掲載文又は取り替えようとする写真を添えてその旨を、郵便等によることなく、それぞれ文書をもって県委員会に申請しなければならない。</p> <p>2 略</p> | <p><u>に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便で行う場合は、封筒の表面に「選挙公報掲載申請書」と朱書しなければならない。</u></p> <p>(掲載文の撤回等)</p> <p>第5条 候補者は、既に提出した掲載文又は写真を撤回しようとするときはその旨を、これを修正し、又は取り替えようとするときは県委員会が交付した原稿用紙に新たに記載し直した掲載文又は取り替えようとする写真を添えてその旨を、それぞれ文書をもって県委員会に申請しなければならない。</p> <p>2 略</p> |
|---|--|

第4条 鳥取県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する規程の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式(第2条関係)

選挙公報掲載申請書

鳥取県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する条例第3条第1項の規定により、選挙公報に掲載を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

候補者 氏 名

㊞

鳥取県選挙管理委員会委員長 氏 名 様

記

- 1 掲載文 別紙のとおり
- 2 選挙公報担当責任者の氏名並びに連絡先の住所、電話番号及びファクシミリ番号
- 3 写真 別葉のとおり

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年6月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の鳥取県選挙運動管理規程及び鳥取県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する規程の規定は、この規則の施行の日以後その期日を公示され、又は告示される選挙について適用し、同日前にその期日を公示され、又は告示された選挙については、なお従前の例による。